

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 宿 舍 管 理 規 则 新 旧 対 照 表

改 正 前				改 正 後							
(前 略)				附 則							
この規則は、平成23年5月1日から施行する。											
別表第1 (略)				別表第1 (同 左)							
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)							
1. 一般宿舎				1. 一般宿舎							
宿 舎 名	所 在 地	構 造	宿 舎 戸 数 (戸)								
			単身用規格	世帯用規格	計						
橘町職員宿舎	京都市左京区吉田 橘町	W	a	b	b	c	d	e	計		
									1	1	
(中 略)											
宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄	RC		(71)					(71)		
				71	155	43			6	275	
(中 略)											
芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生 斧蛇1	W			4	5			15		
			B		6						
2. 看護師宿舎 (略)				2. 看護師宿舎 (同 左)							
(後 略)											

宿 舎 名	所 在 地	構 造	宿 舎 戸 数 (戸)							
			単身用規格		世帯用規格				計	
			a	b	b	c	d	e		
橘町職員宿舎	京都市左京区吉田 橘町	W							1	1
宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄	RC		(71)					(71)	
				71	147	33			251	
芦生職員宿舎	南丹市美山町芦生 斧蛇1	W			4	5			15	
		B			6					